

群馬県知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正前	改正後
<p>○群馬県知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成十七年三月三十一日規則第五十一号</p> <p><u>(手続等の告示)</u></p>	<p>○群馬県知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成十七年三月三十一日規則第五十一号</p>
<p>第三条 知事は、知事又はこれに置かれる機関（以下「知事等」という。）<u>が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、その根拠となる法令又は条例等の名称及び条項を告示するものとする。</u></p>	<p>第三条 削除</p>